

使用料・手数料の見直し基本方針

平成17年12月策定

平成23年11月改定

令和8年6月改定

鳥 取 市

目次

使用料・手数料のこれまでの見直しと物価の推移・・・・・・・・・・ P 3

1. 使用料・手数料見直しの基本方針・・・・・・・・・・ P 4

2. この方針の対象となる使用料・手数料・・・・・・・・・・ P 5

3. 使用料・手数料の算定の考え方・・・・・・・・・・ P 6

（1）受益者負担率

（2）使用料等の算定

4. その他共通事項・・・・・・・・・・ P 9

使用料・手数料のこれまでの見直しと物価の推移

本市では平成25年度に同種類似施設の使用料について見直し、料金の平準化を行いました、それ以降は消費税率改定に伴う料金改定に留まってきました。

一方で令和4年以降、物価の急激な上昇に伴い、本市の物件費も増大する中で使用料・手数料の再算定が必要となっています。

全庁的な使用料見直しの経過

H16年度 9市町村が合併

H17年度 第4次行財政改革実施計画に基づく使用料・手数料

見直し基本方針の策定、方針に基づく使用料等の点検

H23年度 第5次行財政改革大綱に基づく見直し基本方針の策定

H25年度 使用料改定、同種類似施設の料金の平準化

(健康福祉センター、社会教育関係施設、スポーツ施設、
体育施設、文化・観光関連施設)

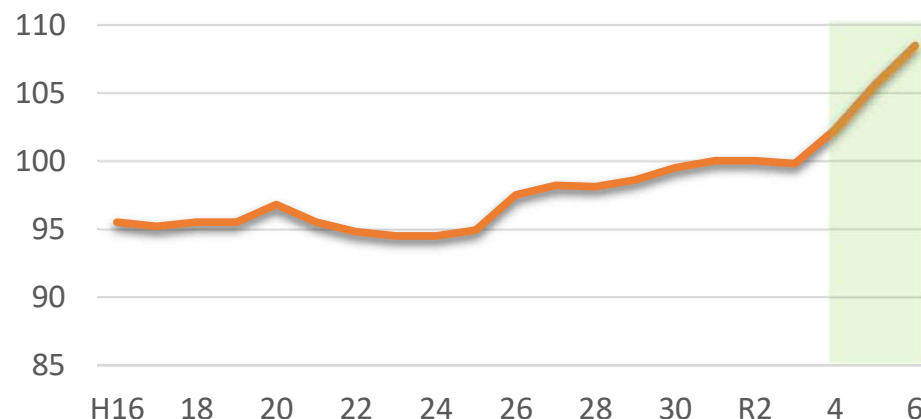
H26年度 消費税率の改定に伴う使用料改定

R元年度 消費税率の改定に伴う使用料改定

H25年度以降、見直し基本方針に沿った見直しは未実施

消費者物価指数の推移

(令和2年を100として)



※総務省統計局消費者物価指数より（鳥取市）

物価の上昇に伴って、施設の管理運営費にあたる
指定管理料も増加

R3：1,649百万円 → R6:1,835百万円 11%増
R8:2,047百万円 24%増

1. 使用料・手数料見直しの基本方針

(1) 受益者負担の原則

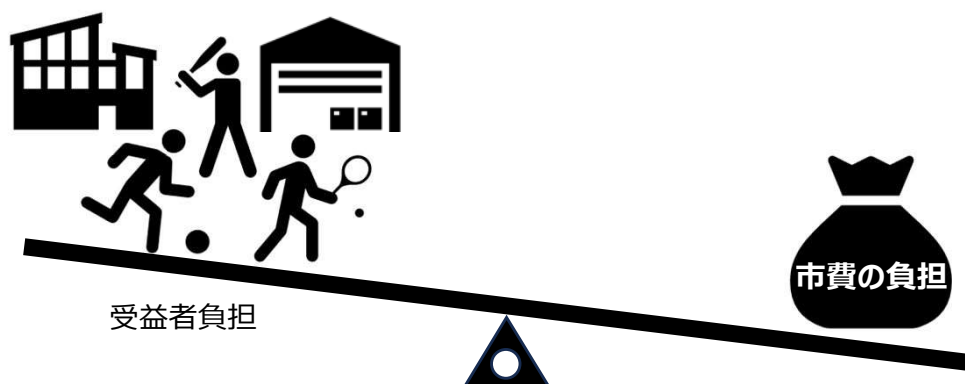
行政サービスを利用する人としらない人との負担の公平性については、利用する人が応分の負担をすることによってはじめて利用しない人との負担の公平性が確保されと考えます。

(2) 算定方法の明確化

利用する人に応分の負担を求めるにあたっては、その使用料等の積算根拠を明らかにし、分かりやすく説明できなければならないと考えます。

(3) 減額・免除の取り扱い

使用料等の減額・免除は、政策的な特例の措置であり、負担の公平性の観点から真にやむを得ないもので合理性のあるものに限定して適用するものと考えます。



適正な受益者負担でなければ…

行政サービスを利用しない方の
負担が増大

利用する人と利用しない人の
公平性が保てません

2. この方針の対象となる使用料・手数料

① 使用料

公共施設の貸室、施設利用、入館、預かり等に係る使用料

※各施設の設置管理条例で定める公の施設の使用料

② 手数料

証明発行や役務等のサービス提供に係る手数料

※鳥取市手数料条例等に定める手数料

※次の使用料・手数料は対象としません。

- ㊦ 法令等により算定方法が定められているもの又は国・県が算定した経費等を基に料金を定めているもの

【例：公営住宅使用料、道路・河川・公園占用料、高齢者支援施設・保育園使用料、戸籍関係手数料など】

- ① 行政財産使用料条例等を根拠に使用料を定めているもの
- ㊧ 長期的管理運営・経営計画の中で使用料等を算定しているもの

【例：水道・下水道料金、市立病院、市営墓地使用料など】

- ㊨ 審議会等で検討を要するもの

【例：一般廃棄物処理手数料など】

3. 使用料・手数料の算定の考え方 (1) 受益者負担率

施設の維持管理運営経費に対して、受益者と市が負うべき負担の割合（受益者負担率）を施設ごとに定めます。受益者負担率は、施設目的やサービスに応じて受益者負担区分の根拠となる性質に分類し、それぞれの区分に設定した割合を用います。

$$\text{受益者負担率} = \text{使用料収入 } A \div \text{維持管理等に要する費用 } B$$

施設の維持管理等に要する費用 B		受益者負担が少なければ、公費負担が大きくなります。施設を利用する方としない方との負担の公平性を保つ必要があります。
受益者負担…使用料収入 A	公費負担…市税等収入	

① 受益者負担区分の根拠となる性質

【縦軸】市場性による分類

市場的	民間でも同様のものが提供されているサービス
中間的	収益性が一定程度見込まれ、民間での提供が期待できるサービス
非市場的	民間では収益が望めないため参入がなく、主として行政が提供するサービス

高

受益者負担

低

【横軸】必需性による分類

選択的	個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用するサービス
中間的	防災や福祉の観点から一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図るサービス
基礎的	市民が日常生活を営む上で必要とするサービス

3. 使用料・手数料の算定の考え方 (1) 受益者負担率

② 受益者負担率の区分

① 使用料 施設目的やサービスに応じて、受益者負担区分の根拠となる性質に分類し、受益者負担率を定めます。

市場性 ↑ ↓	市場的	受益者負担：50% 収益性が高く民間で同様のものが提供され、かつ広く市民に必要とされる公共性の高いサービス。 (該当施設なし) A	受益者負担：75% 民間でも同様のサービスが提供されているが、福祉等を目的とする専用の施設が整備されているもの。 プール(保健施設) B	受益者負担：100% 民間でも同様のサービスが提供されており、個人の嗜好や必要に応じて選択的に利用するもの。 温泉施設 プール(温水屋内) 宿泊施設 キャンプ場 観光施設 道の駅 駐車場 C
	中間的	受益者負担：25% 収益性が一定程度見込まれ、民間での提供が期待できるサービス。また、広く市民に必要とされる公共性の高いもの。 (該当施設なし) D	受益者負担：50% 収益性が一定程度見込まれ、一部補助等があれば民間での提供が期待できるサービス。また、コミュニティの振興や健康の増進等の観点から一定の公共性があるもの。 貸し会議室 スポーツ施設 E	受益者負担：75% 個人が必要に応じて選択的に利用するサービスであり、収益性も一定程度見込まれるが、民間では提供がないもの。 駐輪場 F
	非市場的	受益者負担：0% 公共性があり、民間では収益が見込めないため、主に行政が提供するサービス。 公園、図書館 G	受益者負担：25% 特定の利用者に利便を図るサービスであるが、政策上の観点から一定の公共性があり、民間では収益が見込めないため参入がなく、主に行政が提供するサービス。 リハビリプール 病児・病後児保育施設 クレー射撃場 H	受益者負担：50% 個人の嗜好や必要に応じて選択的に利用するサービスであるが、民間では収益が見込めないため参入がなく、地域振興等の観点から、主に行政が提供するもの。 ホール 文化学習施設 産業振興施設 農産物加工施設 文化財、歴史博物館 I
		基礎的	中間的	選択的
		← 必需性 →		

② 手数料 手数料はサービスに要する費用の100%を受益者の負担とします。

3. 使用料・手数料の算定の考え方 (2) 使用料等の算定

$$\text{使用料・手数料} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

原価	人にかかるコスト	人件費
	物にかかるコスト	物件費
		減価償却費 ※同種・同規模で市内に点在する施設は、使用料の平準化を図るため、平均額を算入する
算定に含まないコスト		用地取得費
		災害等により要した経費

算定の留意点

- 同種・類似の施設では、差を生じさせないため全体の原価から算出する
- 使用料・手数料を算定した結果、改定した使用料が民間の同種施設より著しく低額となって民間事業を圧迫する恐れがある場合は、現行使用料に据え置くこともできるものとする
- 人件費：施設維持管理やサービス提供に従事する職員に要する費用
- 物件費：光熱水費や物品の購入、施設の修理などに要する費用
- 減価償却費：施設の取得価格を法定耐用年数で割った額を基本に算定

① 1室当たりの使用料を算定する場合(例:会議室、体育館等)

$$\text{1室当たりの使用料} = \text{1室当たりの原価} \times \text{受益者負担率} \times \text{利用時間}$$

$$\begin{aligned} &\text{1室当たりの原価(1時間あたり)} \\ &= \text{1㎡当たりの原価} \times \text{貸出面積} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} &\text{1㎡当たりの原価(1時間あたり)} \\ &= \text{年間にかかる原価} \div \text{貸出全体面積} \div (\text{年間開館時間} \times \text{目標稼働率}(\%)) \end{aligned}$$

※目標稼働率は施設種類ごとに定め、最低でも50%とします。それ以上となる場合は、実績を踏まえた目標稼働率の設定を行います

② 1人あたりの使用料を算定する場合(例:歴史館、プール等)

$$\text{1人あたりの使用料} = \text{1人あたりの原価} \times \text{受益者負担率}$$

$$\text{1人あたりの原価} = \text{年間にかかる原価} \div \text{年間利用者見込数}$$

③ 1件あたりの手数料を算定する場合(各種審査・証明)

$$\text{1件あたりの手数料} = \text{1件当たりの人にかかるコスト} + \text{1件当たりの物にかかるコスト}$$

※手数料の受益者負担率は、原則100%として算定

4. その他共通事項

1 減額・免除の取り扱い

- ・減額・免除は政策的・特例的な措置であり、真にやむを得ないものに限定して適用します。
- ・負担の公平性の観点から、現在適用されている施設独自の減額・免除の取扱いはゼロベースで見直しを行います。
- ・施設の設置目的や性質を考慮しながら統一的に適用します。

2 激変緩和措置

- ・使用料・手数料の算定により、改定料金が現行料金を大幅に上回る場合は、利用する人の負担が急激に増加し、市民生活に影響を及ぼすことになるため、原則として改定後の料金は現行の一般使用料金の1.5倍を上限とします。

3 定期的な使用料・手数料の見直し

- ・原則として4年ごとに見直しを行います。
- ・制度改正や急激な物価変動等、社会が大きく変化する局面にあっては4年に限らず見直しを行います。
- ・指定管理者制度導入施設についても同様に見直しを行います。指定期間中に使用料を見直す場合には指定管理料の再算定を行います。

4 施設種類に応じた使用料の料金設定

- ・稼働率の向上及び受益者負担の適正化を図るため、施設に応じて柔軟な料金設定を行います。
- ・曜日・時間帯により使用料に差を設けることができますこととします。
- ・市外利用者について使用料に差を設けることができますこととします。
- ・大人料金と小人料金など使用料の区分を設けることができますこととします。
- ・回数券、定期券、年間パスポートや各種割引制度等を導入できることとします。
- ・営利目的で利用する場合に通常の使用料を割り増しすることができることとします。

5 コスト削減及び稼働率向上に向けた取組

- ・使用料・手数料を見直すことによって受益者負担の適正化に取り組むだけでなく、管理運営業務内容を見直してコスト削減に努めます。
- ・施設においては稼働率を向上させられるように、市民ニーズの把握や施設の設置目的に沿ったサービスの向上に取り組んでいきます。
- ・受益者負担の必要性和妥当性についても十分に検証をし、市民の理解が得られるように努めます。